

空港無線電話サービス契約約款

平成 23 年 9 月 1 日改正



アビコム・ジャパン株式会社

AVICOM JAPAN CO., LTD.

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第4条 通話以外の通信の取り扱い	2
第5条 提供地域	2
第2章 空港無線電話サービスの種類	2
第6条 空港無線電話サービスの種類	2
第7条 空港無線電話の区別	3
第3章 契 約	3
第8条 契約の種別	3
第9条 契約者	3
第10条 契約申込の方法	3
第11条 契約申込の承諾	3
第12条 利用権の譲渡	3
第13条 契約者の地位の承継	4
第14条 契約者氏名等の変更の届出	4
第15条 契約者が行う契約の解除	4
第16条 当社が行う契約の解除	4
第4章 電気通信設備の提供等	5
第17条 識別名称	5
第18条 電気通信設備（基地局設備を除く）の移転	5
第19条 空港無線電話設備の終端	5
第20条 自営端末設備の接続	5
第21条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	5
第5章 利用中止および利用停止	6
第22条 利用中止	6
第23条 利用停止	6
第6章 通話の取り扱い	6
第24条 通話の一時中断	6
第25条 通話の中断または接続の遅延	6
第26条 通話の取り扱い	6
第27条 不感対策設備の設置等	6
第7章 料金等	7
第1節 料金および工事費等	7
第28条 料金および工事費等	7
第2節 料金等の支払義務	7
第29条 使用料金の支払義務	7
第30条 譲渡承認手数料の支払義務	7
第31条 工事費の支払義務	7

第32条	修繕費等の支払義務	7
第33条	料金および工事費等の支払方法	7
第3節	料金の計算方法	8
第34条	料金の日割	8
第35条	端数処理	8
第36条	割増金	8
第37条	延滞利息	8
第37条の2	消費税相当額の加算	8
第4節	前受金および保証金	8
第38条	前受金	9
第39条	保証金	9
第8章	保 守	9
第40条	当社の維持責任	9
第41条	契約者の維持責任	9
第42条	契約者の切分責任	9
第9章	損害賠償	9
第43条	責任の制限	10
第44条	免 責	10
第10章	その他	10
第45条	利用に係る契約者の義務	10
第46条	工事等のための無線機の持込み	10
第47条	契約者からの電気の提供	11
第48条	技術資料の閲覧	11
第11章	付随サービス	11
第49条	支払証明書の発行	11
別表	空港無線電話サービスにおける基本的な技術的事項	11
附則		11

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社が提供する空港無線電話サービスは、電波法（昭和25年法律第131号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、その他の法令の規定によるほか、この空港無線電話サービス契約約款によって提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の空港無線電話サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備であって、空港無線電話設備、端末設備で構成されるもの
2 空港無線電話設備	基地局設備、無線式宅内機および車載無線機、携帯無線機をいい、400MHz帯デジタルMCA方式の電波を用います。
3 端末設備	空港無線電話設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）であって、（1）、（2）で構成されるもの （1）有線連絡線 基地局設備の分配架と有線式宅内機の制御部との間の線路をいいます。 （2）有線連絡線以外の端末設備 ①有線式宅内機 用語5に同じ ②ハンドマイク・スタンドマイク 有線式宅内機に接続して通話をするための機器
4 基地局設備	有線式宅内機、無線式宅内機および車載無線機、携帯無線機が通話を行うための設備であって、無線式宅内機、車載無線機および携帯無線機、端末設備以外のもの
5 有線式宅内機	契約に基づいて提供する室内用電話機であって、契約の申込者が指定する特定の場所に固定して設置するもので、制御部および操作部ならびに有線接続ユニットとで構成されるもの
6 無線式宅内機	契約に基づいて提供する室内用電話機であって、契約の申込者が指定する特定の場所に半ば固定して設置するもので、無線機および電源装置とで構成されるもの
7 車載無線機	契約に基づいて提供する車載用の無線機であって、契約の申込者が指定する自動車に設置するもの

8	携帯無線機	契約に基づいて提供する携帯用の無線機
9	自営端末設備	契約者が設置し、当社の空港無線電話設備に接続する端末設備
9-1	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準及び別表「空港無線電話サービスにおける基本的な技術的事項」
10	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒体すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
11	空港無線電話サービス	空港の管理運営に関する業務もしくはこれらに関連する業務の用に供するため、空港無線電話設備および端末設備を利用して提供する電気通信サービスをいいます。
12	空港無線電話サービス取扱所	当社の委託により空港無線電話サービスに関する取扱事務の取次を行う者の事業所（以下「サービス取扱所」といいます。）
13	長期契約	6ヶ月以上の利用期間を指定して当社から空港無線電話の提供を受けるための契約
14	長期契約者	当社と長期契約を締結している者
15	短期契約	6ヶ月未満の利用期間を指定して当社から空港無線電話の提供を受けるための契約
16	短期契約者	当社と短期契約を締結している者
17	契約	長期契約および短期契約
18	契約者	長期契約者および短期契約者
19	短期契約等	短期契約および長期契約に基づいて当社が空港無線電話設備および端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除または端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日）が6ヶ月未満となる契約

（通話以外の通信の取扱い）

第4条 空港無線電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。この場合「電話機」とあるのは、「通信用機器」と読み替えるものとします。

（提供地域）

第5条 空港無線電話サービスは、東京国際空港内およびその周辺地域に提供します。

第2章 空港無線電話サービスの種類

(空港無線電話サービスの種類)

第6条 空港無線電話サービスとは、次のものをいいます。

サービスの種類	サービスの内容
空港無線電話	基地局設備に有線連絡線を介しての有線式宅内機により提供する空港無線電話サービスおよび携帯無線機、車載無線機ならびに無線式宅内機により提供する空港無線電話サービス

(空港無線電話の区別)

第7条 空港無線電話には、次の区別があります。

区別	内容
宅内電話	有線式宅内機および無線式宅内機を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、車載無線機および携帯無線機と通話できるもの
車載電話	車載無線機を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、有線式宅内機、無線式宅内機、車載無線機および携帯無線機と通話できるもの
携帯型電話	携帯無線機を使用し、基地局設備を利用して相手呼び出すことにより、有線式宅内機、無線式宅内機、車載無線機および携帯無線機と通話できるもの

第3章 契 約

(契約の種類)

第8条 空港無線電話サービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) 長期契約

(2) 短期契約

(契約者)

第9条 空港無線電話サービスを受けようとする契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第10条 契約するときは、当社所定の契約申込書を当社またはサービス取扱所に申し込んでいただきます。

(契約申込の承諾)

第11条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みの承諾を延期することがあります。

(1) 必要な電気通信設備（基地局設備を除く。）がないとき。

(2) 電気通信設備を利用して行う通話の取扱い上余裕がないとき。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約の申込みをした者にあらかじめ通知します。

(1) 電気通信設備（基地局設備を除く。）を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込みをした者が空港無線電話の料金または工事費等の支払いを現に怠り、または怠るおそれのあるとき。

(利用権の譲渡)

第12条 利用権(契約者が契約に基づいて空港無線電話の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社またはサービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が空港無線電話の料金および工事費等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 利用権(短期契約に基づくものに限ります。)を譲り受けようとする者が第39条(保証金)に規定する保証金を預け入れないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利(保証金の返還を請求する権利を除きます。)および義務を承継します。

(契約者の地位の承継)

第13条 相続、法人の合併または分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併または分割後相続する法人もしくは合併または分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社またはサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第14条 契約者は、契約者の氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社またはサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社またはサービス取扱所に書面により申し込んでいただきます。この場合、無線式宅内機および携帯無線機ならびに端末設備の機器の契約者は、その無線式宅内機および携帯無線機ならびに端末設備の機器を当社またはサービス取扱所に持参のうえ、返還していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、第23条(利用停止)の規定により空港無線電話の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第23条(利用停止)の規定による空港無線電話の利用停止の措置をしないでその契約を解除することがあります。

3 第1項または第2項の規定により無線式宅内機および携帯無線機ならびに端末設備の機器の契約を解除された者は、その無線式宅内機および携帯無線機ならびに端末設備の機器を速やかに当社ま

たはサービス取扱所に持参のうえ、返還していただきます。

- 4 当社は、第1項または第2項の規定により、その契約の解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 電気通信設備の提供等

(識別名称)

第17条 空港無線電話の識別名称は、1の有線式宅内機、無線式宅内機、車載無線機および携帯無線機ごとに当社が定めます。

(電気通信設備(基地局設備を除く。)の移転)

第18条 契約者は、電気通信設備(基地局設備を除く。)の移転が必要なときは、当社に請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(空港無線電話設備の終端)

第19条 当社は、基地局設備の分配架および車載無線機、携帯無線機ならびに無線式宅内機の端末設備側端子を空港無線電話設備の終端とします。

(自営端末設備の接続)

第20条 契約者は、その空港無線電話設備の終端において、その空港無線電話設備に自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条に定める場合に該当するとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- 5 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- 6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

- 7 契約者は、その空港無線電話設備に接続されている自営端末設備を取り外したときは、当社またはサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第21条 当社は、空港無線電話設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を空港無線電話設備から取り外していただきます。

第5章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときは、空港無線電話サービスの利用を中止させていただくことがあります。

2 当社は、前項の規定により空港無線電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、次のいずれかに該当するときは、6か月以内の相当期間について、その空港無線電話サービスの利用停止の措置をすることがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第45条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 空港無線電話設備に、自営端末設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4) 第21条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備を空港無線電話設備から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により空港無線電話サービスの利用停止の措置をするときは、あらかじめその理由、利用停止の措置をする日および期間を契約者に通知します。

第6章 通話の取扱い

(通話の一時中断)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは空港無線電話サービスの利用の一時中断(契約に係る電気通信設備(基地局設備を除く。)を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(通話の中断または接続の遅延)

第25条 当社が空港無線電話サービスを提供している地域内で、航空機事故その他人命の安全に係る非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話が行われる場合には、その他の通話について中断または接続の遅延が生じる場合があります。

(通話の取扱い)

第26条 通話について送信と受信は同時に行うことはできません。

2 空港無線電話サービスの提供地域内であっても、航空機内には提供しません。また、特殊な施設設備の構築場所、建物周辺、建物内、地下室等のうち電波の届きにくい場所では、通話することができない場合があります。

(不感対策設備の設置等)

第27条 当社は、前条に規定する電波の届きにくい場所で通話ができるように契約者から改善の請求があったときは、その対策が技術的または物理的に困難である場合を除いて、その請求にかかる不感対策設備の設置等の対策を講じます。

2 前項の対策が、契約者が占有する場所である場合には、その対策に係る工事費等は請求のあった契約者が負担するものとします。

第7章 料 金 等

第1節 料金および工事費等

(料金および工事費等)

第28条 使用料金、譲渡承認手数料、工事費および修繕費等は、料金表に規定するところによります。

第2節 料金等の支払

(使用料金の支払義務)

第29条 契約者は、その契約に基づいて当社が電気通信設備の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

2 第1項の期間において、利用の一時中断等により空港無線電話サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 次の場合は、料金の支払いを要しません。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その空港無線電話サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその空港無線電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(譲渡承認手数料の支払義務)

第30条 契約者は、利用権の譲渡の承認を請求するときは、料金表に規定する料金の支払いを要します。ただし、当社がその譲渡を承認しなかったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第31条 契約者は、契約の申込みおよび工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求を取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、この工事費を返還します。

2 工事の着手後、完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額を支払っていただきます。この場合において、支払いを要する費用の額は、消費税相当額を加算した額とします。

(修繕費等の支払義務)

第32条 契約者は、電気通信設備（基地局設備を除く。以下同じ。）に関し、次の場合は修繕費または弁償金の支払いを要します。

- (1) 亡失したときは、弁償金を支払っていただきます。
- (2) 破損したときは、修繕費を支払っていただきます。ただし、修理限度額を超過した場合は、料金表に規定する弁償金を支払っていただきます。
- (3) 契約が満了したときまたは解約をしたときは、返却された電気通信設備を原状回復に要する修繕費を支払っていただきます。ただし、修理限度額を超過した場合は、料金表に規定する弁償金を支払っていただきます。

(料金および工事費等の支払方法)

第33条 契約者は、料金および工事費等について、当社が定める支払期日までに、当社またはサービス取扱所が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金および工事費等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第3節 料金の計算方法

(料金の日割)

第34条 当社は、長期契約に基づき利用の開始、解除した次の場合は、当該月の利用日数に応じて日割料金を適用します。ただし、短期契約に基づく30日未満の利用日数の日割は、連続した利用日数とみなし計算します。

- (1) 暦月の初日以外の日に電気通信設備の提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の末日以外の日に電気通信設備の解除があったとき。
- (3) 第29条第2項第3号（使用料金の支払義務）の表の規定に該当するとき。

2 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第29条第2項第3号（使用料金の支払義務）の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

第35条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(割増金)

第36条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第37条 契約者は、料金その他の債務（保証金および延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(消費税相当額を加算)

第37条の2 この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表で定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、請求額は、個別の税抜き価格の合計額から税額を算出するため、実際の請求額は、個々の税込み価格と異なる場合があります。

第4節 前受金および保証金

(前受金)

第38条 当社は、料金および工事費等について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(保証金)

第39条 短期契約者または利用権（短期契約に基づくものに限り、以下この条において同じとします。）を譲り受けようとする者は、次の場合には、空港無線電話サービスの利用に先立って料金表に規定する保証金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 短期契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 利用権の譲渡があったとき。
- 2 保証金については、無利息とします。
- 3 当社は、次の場合には、預け入れた者に保証金を返還します。
- (1) 短期契約の解除があったとき。
 - (2) 利用権の譲渡があったとき。
- 4 当社は、保証金を返還する場合に、保証金を預け入れた契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当し、不足額があるときは請求いたします。

第8章 保 守

(当社の維持責任)

第40条 当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第41条 契約者は、自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第42条 契約者は、自営端末設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備を除きます。以下この条において同じとします。）が、空港無線電話設備に接続されている場合であって、電気通信設備を利用することができなくなったときは、自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社またはサービス取扱所に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社またはサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社が、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、空港無線電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その空港無線電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。ただし、天災事変、戦争等当社の不可抗力による場合はこの限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、空港無線電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該空港無線電話サービスの料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第34条第2項（料金の日割）および第35条（端数整理）の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第44条 当社は、契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 技術基準等の規則の規定を変更したため現に空港無線電話設備に接続されている自営端末設備の改造または変更をしなければならなくなったときは、当社はその変更した規定に係る自営端末設備の改造または変更に要する費用については負担しません。

第10章 その他

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備（基地局設備を除く。）を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備（基地局設備を除く。）を保留したまま放置し、その他電気通信設備による通話に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備（基地局設備を除く。）に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備（基地局設備を除く。）を善良な管理者が注意をもって保管すること。

(工事等のための無線機の持込み)

第46条 契約者は、次の場合は、その車載無線機（自動車に設置したままとします。）、無線式宅内機および携帯無線機を当社が指定した期日に、サービス取扱所または当社が指定した場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 車載無線機および無線式宅内機の移転、取り外しならびに車載無線機、無線式宅内機、携帯無線機の登録（ROMの書換え）等の工事を行うとき。
- (2) 第20条第3項（自営端末設備の接続）、または第21条第1項（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく検査または電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づく車載無線機または携帯無線機の検査を受けるとき。

（契約者からの電気の提供）

第47条 当社が契約に基づき設置する電気通信設備（基地局設備を除く。）に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

（技術資料の閲覧）

第48条 当社は、当社が指定する空港無線電話サービス取扱所において、空港無線電話サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第11章 付随サービス

（支払証明書の発行）

第49条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その空港無線電話サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表に規定する手数料および郵送料等の支払いを要します。

別表 空港無線電話サービスにおける基本的な技術的事項

基地局設備と有線連絡線で接続される端末設備の電气的条件は以下のとおりとします。

(1)

2Wメタリック伝送路により接続するものとし、国際電気通信連合・電気通信標準化セクタで採択されたITU-T勧告G.961 Appendix IIの条件に適合していること。